

議案第 13 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月19日三宅町条例第4号）の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するものとする。

令和7年 3月 4日提出
三宅町長 森田 浩司

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月１９日三宅町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月19日三宅町条例第4号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
（部分休業の承認） 第18条（略） 2（略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第18条（略） 2（略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。